

福岡市福祉有償運送運営協議会申し合わせ事項

最終更新：令和7年4月25日

福岡市において福祉有償運送を行う登録団体（以下「登録団体」という。）は、「福岡市福祉有償運送運営協議会運営指針」（以下「運営指針」という。）「福岡市福祉有償運送に係る管理体制に関する指針」に定める事項のほか、福岡市福祉有償運送運営協議会において申し合せられた以下の事項を遵守しなければならないこととする。

1. 旅客から収受する対価

- （１）旅客から収受する対価については、運送の対価、運送の対価以外の対価を含めてタクシー料金の約８割内とすること。（令和６年３月４日）

※運送の対価以外の対価

迎車料金，待機料金，乗降介助に係る料金

- （２）登録団体が発行するチケットにより前払いで旅客から対価を収受する場合には、以下の措置を行うこと。（平成２６年４月２３日）

- ① 未使用のチケットについて、返戻の申し出があった場合には、必ず速やかに払戻しを行うこと。
- ② 紛失・破損などが発生した場合に可能な限り対応できるよう、必ず発行記録の整備等を行うこと。
- ③ 払戻しを担保するため、チケットの未使用残高は、総額２０万円を超えてはならないこと。

2. 輸送の安全及び利用者利便の確保のための措置

登録団体は、運転者に、福祉有償運送サービスの前後で継続して、登録団体とは別の団体に所属するヘルパー等として旅客に対しサービスを提供させてはならないこと。（平成２６年４月２３日）

（注） （日付）は申し合わせ日